

「質受け（買受け）てん末書」の様式の制定並びに活用

について

（昭和39年12月10日甲通達捜一第66号）

質受け(買受け)の経過てん末等の裏付けに当たり、必要とする要件を洩れなく具備させ、かつ、簡素化するため、供述書の様式を別添のとおり定め、次により運用することとしたから、事務効率化のため活用に努められたい。

なお、このことについては、静岡地方検察庁とも打合せ済みであるから、念のため申し添える。

記

1 制定の主旨

質屋、古物商その他の関係者から質受け（買受け）の事実、その経過、てん末等を裏付けするための書類は、特に複雑なものを除き、統一した様式を定めて、供述書の型式によつて作成し、簡素化と効率化を図ることとした。

2 作成の要領、留意事項

省略